

令和7年度 松戸市子どもの学習支援事業業務委託（東部地区）事業者選考委員会評価基準

1 趣旨

この基準は、令和7年度 松戸市子どもの学習支援事業業務委託（東部地区）に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

- (1) 選考委員は、提案内容を基に別表「令和7年度 松戸市子どもの学習支援事業業務委託（東部地区）事業者選考評価基準表兼採点表」で採点を行い、各委員の採点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (2) 評価点が最も高い者が複数いた場合には、重要度Aの評価項目のみの審査点を合計し、最も高い者を優先交渉権者とする。
- (3) 前項までの手順を踏んでもなお評価点の合計が同点の場合は、選考委員の合議による優劣の比較審査を行い、優先交渉権者を選考する。
- (4) 評価の結果、評価点の合計が各選考委員に配点された審査基礎点の合計の6割に満たない場合は、参加応募者が1者の場合であっても、優先的交渉権者として選考しないものとする。

3 評価点

各選考委員に配分される評価点は160点満点とし、各評価項目及び点数配分は別表のとおりとする。

評価項目			評価の視点	重要度	配点	評価				
						特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
選考委員採点	1	基本方針	組織として、安定的な運営が可能か。	A	10	10	8	6	4	2
	2		応募動機について、事業に対する意欲や熱意が感じられるか。		10	10	8	6	4	2
	3		業務全体の実施方針について、事業の主旨を十分に理解し、松戸市の目指す方針に従った実施方針となっているか。		10	10	8	6	4	2
	4		生活困窮世帯の児童が置かれている現状と課題に対する理解があり、子どもの学習支援事業を運営するにあたって、事業の目的、内容に対して目標が明確かつ妥当か。		10	10	8	6	4	2
	5	実施体制	管理責任者、コーディネーター、学習支援員、心理カウンセラーについて、実績や資格を有する人材を確保し、十分な人員配置ができているか。		15	15	12	9	6	3
	6		管理責任者、コーディネーター、学習支援員、心理カウンセラーについて、質の向上に向けた具体的な取組を定めているか。		10	10	8	6	4	2
	7	支援体制	一人ひとりの学力に合わせた支援体制が取れ、具体的な支援方法が記載されているか。		15	15	12	9	6	3
	8		本事業を利用した一人ひとりの成果（学習、生活等）を把握するための具体的な方法が提案、記載されているか		10	10	8	6	4	2
	9		家庭や学校などにおける課題を把握するとともに、児童一人ひとりの状況に配慮した支援を行うことができるか。		15	15	12	9	6	3
	10		必要に応じて学校や地域の関係者との連携を行なうことができ、関係機関との連携に関する取組や、地域性を踏まえた取組が実績を含め具体的か。		15	15	12	9	6	3
	11	安心安全	行き帰りなどの移動や会場内での安全に配慮し、安心して利用できる体制となっているか。		15	15	12	9	6	3
	12	業務の適正な実施	児童の権利を第一に考え、守秘義務を厳守するとともに個人情報の適切な取扱いや保護について、適切な措置を行う管理体制であるか。		10	10	8	6	4	2
	13	事業実績	過去もしくは現在、生活困窮世帯の児童に対する子どもの学習支援事業の実績があり、知識やノウハウを活用することができるか。	B	10	10	8	6	4	2
事務局 入 力 局	14	見積の妥当性 見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は次のとおりとする。 (3+2×〔1-（見積額÷提案限度額）〕	5		5	4	3	2	1	
評価点合計					160	160	128	96	64	32